

短期入所利用料金一覧表

(1)障がい者総合支援法に基づく介護給付費等サービス料金

1. 利用者の障害支援区分とサービス料金	障害支援区分 1	障害支援区分 2	障害支援区分 3
	4,940 円	4,940 円	5,650 円
	障害支援区分 4	障害支援区分 5	障害支援区分 6
	6,290 円	7,610 円	8,960 円

(2)その他のサービス利用料金

①特定日常生活費(介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用)

食費 (一食あたり)	食事提供体制加算	朝食	昼食	夕食
	有	281 円	349 円	340 円
	無	420 円	522 円	508 円
※キャンセル料金 1,450円(食費実費相当額)				
光熱水費	一日あたり325円			
介護用品	実費	テープ式 オムツ施設借用時一枚	200 円	テープ式 リハビリパンツ 150 円 尿取りパンツ 100 円
レクリエーション	実費			
買い物代行	実費			
日用品	実費			
寝具	実費(施設提供以外の物)			

②特定日常生活費外(特別なサービスの提供とこれに伴う諸費用)

預かり金管理サービス	一日あたり 30円
日常生活費用等支払い代行サービス	一件あたり100円
クリーニング代(外部委託)	実費
洗濯(靴等の手洗い)	一件につき200円
サービス記録等複写サービス	一枚:B5・A4/10円、カラー50円
	一枚:B4・A3/30円、カラー70円
FAX 使用料	一件につき100円
嗜好品	実費
理美容サービス	実費
送迎サービス (相談内容により、旧一関地区のみ)	片道につき1860円

《利用者負担の減免について》

[利用者負担に関する月額上限]

○ 一ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額上限額が制定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	一ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給者世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税非課税世帯(所得割16万円未満) ●入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く	9,300 円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200 円

★ 月額上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。

[低所得者に対する負担軽減措置]

○ 市町村民税非課税世帯(低所得1、一般1)や生活保護の場合、食費の人件費相当分の給付が行われます(食事提供体制加算)。なお、費用の一割(48円)は利用者負担となります。

区分	世帯の収入状況	一ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給者世帯	480 円
低所得	市町村民税非課税世帯	480 円
一般 1	市町村民税非課税世帯(所得割16万円未満) ●入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く	480 円
一般 2	市町村民税課税世帯	0 円

食事提供体制加算=480

1450-480=970

朝28.96%

昼35.97%

夕35.05%